

佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年七月九日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県条例第三十七号

佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県事務処理の特例に関する条例（平成十二年佐賀県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表第二号を次のように改める。

一一 削除

第二条の表第十号の二の二を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後		改正前	
<p>(市町等が処理する事務の範囲等)</p> <p>第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。</p>		<p>(市町等が処理する事務の範囲等)</p> <p>第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。</p>	
事務	市町又は広域連合	事務	市町又は広域連合
一 一の三略		一 一の三略	各市
二 削除		二 消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号。以下この号において「法」という。)に基づき事務のうちに掲げるもの イ 法第四十条第一項の規定により、業務の状況に関し報告をさせること。 ロ 法第四十一条第一項の規定により、立入検査をさせること。 ハ 法第四十二条第一項の規定により、消費生活用製品を提出すべきことを命ずること。	
三 十の二略		三 十の二略	佐賀市 伊万里市 小城市 神埼市
十の三 二十八略		十の二の二 中小小売商業振興法(昭和四十八年法律第百一号。以下この号において「法」という。)に基づき事務のうち次に掲げるもの イ 法第四条第一項から第三項まで及び第六項の規定により、認定をすること。 ロ 法第十三条第一項の規定により、報告を求めること。 ハ 中小小売商業振興法施行令(昭和四十八年政令第百八十六号。二において「政令」という。)第九条第一項の規定により、認定をすること。 ニ 政令第九条第二項の規定により、認定を取り消すこと。	
十の三 二十八略		十の三 二十八略	